

# 選挙に行こうよ!

(鹿児島県明い選挙推進協議会だより)  
第16号 平成31年3月26日 発行

鹿児島県明い選挙推進協議会事務局  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県選挙管理委員会内  
TEL:099-286-2237  
FAX:099-286-5517  
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



## 4月7日(日)は鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

※一部離島地域では、繰上投票が行われます。

県議会議員選挙は、今後の県政を方向づける重要で身近な選挙です。候補者の政見等を冷静に判断して、鹿児島の未来を託す代表者を選ばなければなりません。棄権せずに必ず投票に行きましょう。なお、投票日当日、選挙に行けない方は、下記期間に期日前投票ができます。

**期日前投票(告示日3月29日)**  
**【期間】3月30日(土)~4月6日(土)**  
**【時間】午前8時30分~午後8時**  
※期間と時間は期日前投票所によって異なることがあります。  
**【場所】市町村ごとに1箇所以上設置**

詳しくはこちら(期日前投票の場所等)



### 投票に行っど!!!

※ 満18歳から投票ができます。  
(H13.4.8までに生まれた方)



## 鹿児島県議会議員選挙の21選挙区(定数51名)

選挙区名	区域	定数	選挙区名	区域	定数
鹿児島市・鹿児島郡	鹿児島市, 三島村, 十島村	17	いちき串木野市区	いちき串木野市	1
鹿屋市・垂水市区	鹿屋市, 垂水市	4	南さつま市区	南さつま市	1
枕崎市	枕崎市	1	志布志市・曾於郡	志布志市, 大崎町	1
阿久根市・出水郡	阿久根市, 長島町	1	奄美市区	奄美市, 龍郷町	2
出水市区	出水市	2	南九州市	南九州市	1
指宿市区	指宿市	1	伊佐市区	伊佐市	1
西之表市・熊毛郡	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町	2	始良市区	始良市	2
薩摩川内市区	薩摩川内市	3	薩摩郡	さつま町	1
日置市区	日置市	2	肝属郡	東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	1
曾於市区	曾於市	1	大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	2
霧島市・始良郡	霧島市, 湧水町	4			

## 県議会議員選挙の投票日前に県内の他の市町村へ転居する方へ!!

今回の県議会議員選挙では、平成30年12月29日以降に県内の他の市町村に転居される方で、転居前の住所地に引き続き3か月以上住んでおり、そこで選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。

### 1. 投票する選挙区

転居前の住所地の市町村(以下、「転居前市町村」という。)が属する選挙区  
(転居先の住所地の市町村(以下、「転居先市町村」という。)が属する選挙区の投票はできません。)

### 2. 投票の方法

- (1)投票日当日、転居前市町村の投票所で直接投票する。
- (2)転居前市町村の期日前投票所で、期日前投票をする。
- (3)転居先市町村及び旅行や出張先の市町村選挙管理委員会で、不在者投票をする。  
(不在者投票を行う場合は、あらかじめ転居前市町村の選挙管理委員会へ交付申請書(「投票用紙等請求書兼宣誓書」)を直接提出または郵送し、投票用紙等の交付を受けてください。)

上記の投票及び交付申請を行う場合、転居前及び転居先市町村のほか全国の市役所・町村役場の住民課等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提示、又は「引き続き県内に住所を有することの確認」申請が必要です。特に、不在者投票をされる方は早めに申請し、投票用紙等の交付を受けてください。

◎転居日が告示日の翌日3月30日以降の方は、転居前に期日前投票をさせると、上記の「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示、又は「引き続き県内に住所を有することの確認」申請が不要ですので、**転居届を提出する前に期日前投票**をすることをお勧めします。

※詳しいことについては、市町村選挙管理委員会及び県選挙管理委員会へお問い合わせください。



おすすめ

## ○ポスター紹介○

鹿児島県議会議員選挙の啓発ポスターには、鹿児島県出身のお笑い芸人、サンシャイン池崎氏を起用しました。

CM等へも、同氏が出演しておりますので、ぜひ、ご覧ください。

